

書面決議の理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年5月24日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事：理事長 門川大作

議事録作成者：常務理事 八木 茂

理事会の決議があったものとみなされる事項の内容（決議事項）

○第1号議案 「2019年度事業報告の件」

「2019年度事業報告」について、全員一致で承認する。

○第2号議案 「2019年度収支決算報告の件」

「2019年度収支決算報告書」について、全員一致で承認する。

○第3号議案 「公益目的支出計画実施報告書の件」

「公益目的支出計画実施報告書の件」について、全員一致で承認する。

○第4号議案 「理事長・常任理事の選任の件」

理事長 門川大作氏、常務理事 中村三之助氏、八木 茂氏を全員一致で選任する。

○第5号議案 「2020年度事業計画の件」

「2020年度事業計画」について全員一致で承認する。

○第6号議案 「2020年度収支予算の件」

「2020年度収支予算の件」について全員一致で承認する。

○提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日を、令和2年5月24日とすることについて、承認する。

令和2年5月15日、代表理事門川大作が上記の理事会の決議の目的である事項を理事の全員に対して提案し、当該提案につき令和2年5月23日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団・財団法人法第96条及び当振興会定款第37条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会があったものとみなされた。尚、上記提案に異議を述べた監事はいない。

以上、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団・財団法人法第95条に基づき本議事録を作成する。

令和2年5月24日

京都市南区東九条下殿田町70 京都府民総合交流プラザ3F

一般財団法人京都ボーイスカウト振興会 理事長 門川 大作